

建設業バリューチェーンと「ビジネスと人権」(2)

建設 / インフラニューズレター

2024年2月20日号

執筆者:

[長岡 隼平](#)

j.nagaoka@nishimura.com

近年、企業による事業活動と一定の関わりのある人権侵害に関して、関係する企業を取り巻く様々なステークホルダーが企業に対して対応を求める様々な事例が報じられるようになってきていますが、建設業バリューチェーン上の各企業もそのような動きと決して無関係ではありません。

本連載では、デンマーク人権研究所所属時代に建設業セクター向けの人権デュー・ディリジェンス・ガイド 1の策定に関与した筆者の視点から、建設業バリューチェーンを取り巻く世界・日本の法的な環境を概観した上で、昨今の建設業バリューチェーンに顕著な人権課題を紹介します。

なお、顕著な人権課題を把握した後のアクションについては、個別企業のバリューチェーン上の位置・役割や事業を行っている国・地域、既存の人権 DD の取組みの成果等の個別的な事情によって大きく異なり得るため、本連載の対象外としております。当該個別的な事情に基づくアクションの検討については、例えば、専門家を交えた社内ワークショップの実施が効果的です。具体的な手順等については筆者宛てにご相談ください。

(2) 海外の法制度

ヨーロッパでは、フランスやドイツ、ノルウェー等、企業に人権デュー・ディリジェンスの実施を義務付ける法律の制定が続いています²が、それらに加えて、EU レベルで規制の調和を図るための「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」制定に向けたプロセスが進展しており、2023年12月に暫定的な政治合意に達したと発表されています³。今後、同指令は、欧州議会と閣僚理事会の両機関による正式承認を経て、早ければ2026年頃に施行される可能性があります。同指令は、EU域外で設立された企業であってもEU域内で一定の売上があれば適用される可能性があり、日本の建設関連企業にとっても、決して他人事ではありません。

¹ DIHR et al., Getting the Foundation Right A Human Rights Due Diligence Guide for the Danish Construction Sector, November 3, 2023. <https://www.humanrights.dk/files/media/document/A%20human%20rights%20due%20diligence%20guide%20for%20the%20danish%20construction%20sector.pdf>

² グローバルな人権 DD 関連法制の動向をまとめたウェブサイトとして、例えば、<https://www.bhr-law.org/laws> があります。

³ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/14/corporate-sustainability-due-diligence-council-and-parliament-strike-deal-to-protect-environment-and-human-rights/>; and <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231205IPR15689/corporate-due-diligence-rules-agreed-to-safeguard-human-rights-and-environment>

ません。特に、同指令に関する政治合意において「建設」がハイリスク分野として指定されたことから、建設セクターについては中規模企業にも適用が拡大される可能性があり、同指令の最終承認までその動向を注視する必要があります。

一方、北米（アメリカ、カナダ、メキシコ）では、強制労働によって生産等された製品の輸入を禁止する法律が制定されています。建設セクターに関連する執行の実例として、太陽光パネルの原料としても使われるシリカ製品や同材から生産されるポリシリコン等の製品について、中国からの輸入が一部差し止められたケースがあります⁴。EUでも同様の輸入規制の制定に向けた動きがあり⁵、今後、強制労働の実態があると疑われている地域からの建設資材の調達が世界的に難しくなっていく可能性があります。

さらに、欧米の事例に比べるとあまり知られていませんが、日本の建設セクターの多くがビジネスを展開する東南アジアにおいても法制化の動きがあります。例えば、筆者が駐在しているタイでは、上場会社は毎年、証券取引委員会に対して、「56-1 One Report」と呼ばれる文書を提出することを義務付けられています。当該文書の中で各社が記載しなければならない事項の中には、事業上のサステナビリティに関する取組みに関する情報（環境、社会、人権及びグッド・コーポレートガバナンスを考慮したサステナブルな会社経営に関連する社内の方針及び目標）、社会的なサステナビリティ・マネジメントに関する情報（例：サプライチェーン全体で人権を尊重することに関する社内の方針整備）等が含まれます。ベトナムやインドネシアにも類似の人権を含むサステナビリティ開示に関するルールが存在します。こうした規制への対応を迫られている現地企業とジョイントベンチャー等の事業を行うに際して、日本の建設関連企業も、現地パートナー企業の人権尊重のための取組みに協力することを求められるケースが生じ得ます。

(3) 日本政府の動向

日本政府は、2020年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」を策定し、2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表しました⁶。同ガイドラインは、法的拘束力を有しないものの、規模や業種を問わず、日本で事業活動を行う全ての企業に適用され、企業は国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等の人権尊重の取組に最大限努めるべきであるとしています。

さらに、2023年4月には、同ガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組む努力義務を、政府公共調達の入札説明書や契約書等において入札希望者／契約者に課す方針が決定されました⁷が、公共事業についての年間予算約6.1兆円(2023年度)⁸と非常に大規模な購買者である日本政府による当該方針の決定は、日本の建設セクターの実務に少なくない影響を与えるものと考えられます。

⁴ <https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/department-homeland-security-issues-withhold-release-order-silica>

⁵ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231016IPR07307/towards-an-eu-ban-on-products-made-with-forced-labour>

⁶ <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>

⁷ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai7/siryou4.pdf

⁸ <https://www.nikkenren.com/publication/handbook/chart5-3/index.html>

3. 建設業バリューチェーンに顕著な人権課題の例

(1) 建設業バリューチェーンの概要

指導原則上の「バリューチェーン」という概念には、自社と直接または間接に事業上の関係を有する組織であって、①自社の製品またはサービスに寄与する製品またはサービスを供給している、または②自社の製品またはサービスを受け取っている組織が含まれます⁹。ビジネスと人権の業界における世界的権威である Institute for Human Rights and Business (IHRB)による建設セクターに関するプロジェクト「Built Environment」は、建物のライフサイクルを (i) 土地の取得、(ii) 地域の開発計画とファイナンス、(iii) 建物の設計、(iv) 建設、(v) 維持管理と利用、(vi) 古い建物の解体と再開発 という 6 つの段階に分けて整理しています¹⁰が、こうしたそれぞれの段階に存在し得る大小様々な建設会社、デベロッパー、建築家、エンジニア、コンサルタント、建設資材・設備メーカー、テナント、メンテナンス業者、金融機関、中央/地方政府等の多様なアクターが建設業バリューチェーンを構成しています。

建設業バリューチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスとは、こうした様々なアクターが、それぞれに、自社の事業そのものから又は自社の事業と一定の関わりを有するところで生じる又は生じる恐れのある人権侵害に対処するためのプロセスの総称であり、前述の国際的基準及び適用ある各国の国内法規制のもと、各アクターが自ら効果的に構築することを求められるものです。しかしながら、世界の建設セクターについて、このような人権デュー・ディリジェンスの取組みが全体として欠落しているとの問題が指摘されています。World Benchmarking Allianceが2023年3月に公表したBuildings Benchmark¹¹では、調査対象となった50社の世界的に影響のある建設関連企業のうち、人権の尊重についてコミットメントを行う自社方針を公開しているのは34%、自社及びサプライチェーン上の労働者の健康と安全についてもコミットメントを行なっているのは僅か28%であったと指摘されています。このような状況は、建設業界に関わる人々の権利に対する負の影響が非常に大きいという問題は当然のことながら、本稿でここまで記載したリーガル・ノンリーガル双方の様々なリスクの近時の高まりを考慮すれば、セクターに属する各企業にとっても大きなビジネスリスク要因となり得ます。これは、国際基準に従って今、何をすべきか各社が考え、行動に移さなければならない時期にあるということの意味します。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com

⁹ OHCHR, *The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide*, June 1, 2012, p.8.

¹⁰ <https://www.ihrb.org/focus-areas/built-environment>

¹¹ <https://www.worldbenchmarkingalliance.org/publication/buildings/>